

②-1 公的年金等受給者

令和4年4月分の児童扶養手当の受給資格者のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者

【申請に必要な書類】

1	給付金申請書（請求書）公的年金給付等受給者用
2	本人確認書類 例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しなど
3	口座を確認できる書類 例) 通帳、キャッシュカードの写しなど 金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できるもの
4	簡易な収入額の申立書（申請者本人用）【公的年金給付等受給者】
5	令和2年の年間収入が分かる書類 例) 給与収入：課税証明書など(公簿確認できる場合は省略可) 事業収入・不動産収入：帳簿など 年金収入(非課税分も含む)：年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
① 扶養義務者がいる場合 ※扶養義務者とは申請者と同居所に住む支給対象児童を除く直系三親等内の血族及び兄弟	
1	簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【公的年金給付等受給者】
2	扶養義務者の令和2年中の収入額が確認できる書類 例) 給与収入：課税証明書など(公簿確認できる場合は省略可) 事業収入・不動産収入：帳簿など 年金収入(非課税分も含む)：年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
② 収入要件では対象とならないが、所得要件で対象となる場合	
1	簡易な所得額の申立書【公的年金給付等受給者】
2	簡易な所得額の申立書記載の控除額が分かる書類 例) 課税証明書など(公簿確認できる場合は省略可)

②-2 公的年金等受給者

令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当するものであり、法第6条の規定に基づく知事の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者

【申請に必要な書類】

1	給付金申請書（請求書）公的年金給付等受給者用
2	本人確認書類 例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しなど
3	口座を確認できる書類 例) 通帳、キャッシュカードの写しなど 金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できるもの
4	申請者・支給対象児童全員の戸籍謄本・抄本
5	児童扶養手当の支給要件を確認できる書類 例) 死亡・離婚の場合: 戸籍謄本など ※児童扶養手当法第27条に基づく戸籍謄本等の無料証明はできない。 父母障害の場合: 障害年金(1級)にかかる年金証書など
6	簡易な収入額の申立書（申請者本人用）【公的年金給付等受給者】
7	令和2年の年間収入が分かる書類 例) 給与収入: 課税証明書など(公簿確認できる場合は省略可) 事業収入・不動産収入: 帳簿など 年金収入(非課税分も含む): 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
① 扶養義務者がいる場合 ※扶養義務者とは申請者と同居所に住む支給対象児童を除く直系三親等内の血族及び兄弟	
1	簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【公的年金給付等受給者】
2	扶養義務者の令和2年中の収入額が確認できる書類 例) 給与収入: 課税証明書など(公簿確認できる場合は省略可) 事業収入・不動産収入: 帳簿など 年金収入(非課税分も含む): 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
② 収入要件では対象とならないが、所得要件で対象となる場合	
1	簡易な所得額の申立書【公的年金給付等受給者】
2	簡易な所得額の申立書記載の控除額が分かる書類 例) 課税証明書など(公簿確認できる場合は省略可)

③-1 家計急変者

令和4年4月分の受給資格者のうち、法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について児童扶養手当受給者の水準となった者

【申請に必要な書類】

1	給付金申請書（請求書）家計急変者用
2	本人確認書類 例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しなど
3	口座を確認できる書類 例) 通帳、キャッシュカードの写しなど 金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できるもの
4	簡易な収入額の申立書（申請者本人用）【家計急変者】
5	令和2年2月以降の任意の月の収入額（1か月分）が分かる書類 例) 給与収入: 給与明細書など 事業収入・不動産収入: 帳簿など 年金収入(非課税分も含む): 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
① 扶養義務者がいる場合 ※扶養義務者とは申請者と同居所に住む支給対象児童を除く直系三親等内の血族及び兄弟	
1	簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【家計急変者】
2	令和2年2月以降（原則、申請者と同月）の任意の月の収入額（1か月分）が分かる書類 例) 給与収入: 給与明細書など 事業収入・不動産収入: 帳簿など 年金収入(非課税分も含む): 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
② 収入要件では対象とならないが、所得要件で対象となる場合	
1	簡易な所得額の申立書
2	簡易な所得額の申立書記載の控除額が分かる書類 例) 事業所得又は不動産所得に係る必要経費が分かる書類(その他の控除は自己申告による)

③-2 家計急変者

令和4年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく知事の認定を受けていないが、児童扶養手当の支給要件に該当するものであって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について児童扶養手当受給者の水準となった者

【基本給付申請に必要な書類】

1	給付金申請書（請求書）【基本給付】家計急変者用
2	本人確認書類 例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しなど
3	口座を確認できる書類 例) 通帳、キャッシュカードの写しなど 金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できるもの
4	申請者・支給対象児童全員の戸籍謄本・抄本
5	児童扶養手当の支給要件を確認できる書類 例) 死亡・離婚の場合: 戸籍謄本など ※児童扶養手当法第27条に基づく戸籍謄本等の無料証明はできない。 父母障害の場合: 障害年金(1級)にかかる年金証書など
6	簡易な収入額の申立書（申請者本人用）【家計急変者】
7	令和2年2月以降の任意の月の収入額（1か月分）が分かる書類 例) 給与収入: 給与明細書など 事業収入・不動産収入: 帳簿など 年金収入(非課税分も含む): 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
① 扶養義務者がいる場合 ※扶養義務者とは申請者と同居所に住む支給対象児童を除く直系三親等内の血族及び兄弟	
1	簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【家計急変者】
2	令和2年2月以降（原則、申請者と同月）の任意の月の収入額（1か月分）が分かる書類 例) 給与収入: 給与明細書など 事業収入・不動産収入: 帳簿など 年金収入(非課税分も含む): 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
② 収入要件では対象とならないが、所得要件で対象となる場合	
1	簡易な所得額の申立書
2	簡易な所得額の申立書記載の控除額が分かる書類 例) 事業所得又は不動産所得に係る必要経費が分かる書類(その他の控除は自己申告による)

③-3 家計急変者

その他①②と同様の事情にあると認められる者

【申請に必要な書類】

1	給付金申請書（請求書）家計急変者用
2	本人確認書類 例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しなど
3	口座を確認できる書類 例) 通帳、キャッシュカードの写しなど 金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できるもの
4	申請者・支給対象児童全員の戸籍謄本・抄本 ※児童扶養手当の認定請求で提出している場合は省略可
5	児童扶養手当の支給要件を確認できる書類 ※児童扶養手当の認定請求で提出している場合は省略可 例) 死亡・離婚の場合: 戸籍謄本など ※児童扶養手当法第27条に基づく戸籍謄本等の無料証明はできない。 父母障害の場合: 障害年金(1級)にかかる年金証書など
6	簡易な収入額の申立書（申請者本人用）【家計急変者】
7	令和2年2月以降（ただし、児扶の要件に該当することとなった月の翌月以降）の任意の月の収入額（1か月分）が分かる書類 例) 給与収入: 給与明細書など 事業収入・不動産収入: 帳簿など 年金収入(非課税分も含む): 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
8	自身の収入が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、児童扶養手当の対象となる水準で推移である見通しであることの詳細について記載した申立書
① 扶養義務者がいる場合 ※扶養義務者とは申請者と同居所に住む支給対象児童を除く直系三親等内の血族及び兄弟	
1	簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【家計急変者】
2	令和2年2月以降（原則、申請者と同月）の任意の月の収入額（1か月分）が分かる書類 例) 給与収入: 給与明細書など 事業収入・不動産収入: 帳簿など 年金収入(非課税分も含む): 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込額通知書など
② 収入要件では対象とならないが、所得要件で対象となる場合	
1	簡易な所得額の申立書
2	簡易な所得額の申立書記載の控除額が分かる書類 例) 事業所得又は不動産所得に係る必要経費が分かる書類(その他の控除は自己申告による)